

埋蔵文化財試掘調査報告 XI

香川県内遺跡発掘調査

平成10年3月

香川県教育委員会

例

言

1. 本書は香川県教育委員会が平成9年度国庫補助事業として実施した、香川県内遺跡発掘調査の概要報告書である。
2. 平成9年度の調査対象地は、国道11号線バイパス建設予定地、国道438号線道路改良予定地、国道193号線建設予定地、県道建設・改良予定地のうち高松王越坂出線、紫雲出山線（須田バイパス）、高松長尾大内線（琴電高架事業）、大内白鳥インター線、国事業予定地で、国立善通寺病院看護学校等新築予定地、県事業で、公営住宅建設予定地（善通寺市）、中小河川宮川（高松市木太町）改修事業予定地、瀬戸内海国立公園象頭山園地造成事業予定地、中小河川城山川（坂出市川津町）改修事業予定地、高松港頭地区開発事業予定地、県警機動隊舎建設予定地、産業交流センター駐車場造成事業予定地、さらに、県営農業基盤整備事業のうち、は場整備事業で白鳥成重地区、白鳥中戸、原地区、綾南南部地区、綾上地区、県営農道建設事業で、綾歌地区、大川南部地区である。
3. 調査は香川県教育委員会事務局文化行政課、文化財専門員 木下晴一 技師 塩崎誠司が担当した。
4. 本書の執筆は調査の分担に応じて以下のようにを行い、全体編集は塩崎が担当した。
第2章(1)(2)1・2 第3章(1)(2)1・4 第4章(2)2～5・7・8 木下
第1章 第2章(2)3 第3章(2)2・3 第4章(1)(2)1・6 第5章 塩崎
5. 本書の挿図の一部には建設省国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
6. 調査の実施にあたっては、建設省香川工事事務所、四国地方医務支局、国立善通寺病院、四国管区警察局、香川県土木部道路建設課、河川課、長尾土木事務所、高松土木事務所、坂出土木事務所、観音寺土木事務所、香川県土木部住宅課、香川県土木部高松港頭開発局施設整備課、高松港頭地区開発事務所、香川県警察本部会計課、香川県商工労働部企業振興課、香川県生活環境部環境局環境・土地政策課（自然保護室）、香川県農林水産部土地改良課、大川土地改良事務所、綾歌土地改良事務所、白鳥町、綾南町、綾歌町、綾上町の各教育委員会、その他地元関係各位及び財團法人香川県埋蔵文化財調査センターの協力を得た。

目 次

第 1 章 平成 9 年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯	1
第 2 章 国道バイパス等建設予定地内の調査	
(1) はじめに	6
(2) 調査の概要	
1 国道11号線（坂出丸亀バイパス）	6
2 国道438号線	10
3 国道193号線	13
第 3 章 県道建設予定地内の調査	
(1) はじめに	16
(2) 調査の概要	
1 高松王越坂出線	16
2 紫雲出山線（須田バイパス）	18
3 高松長尾大内線（琴電高架）	22
4 大内白鳥インター線	24
第 4 章 国・県事業予定地内の調査	
(1) はじめに	28
(2) 調査の概要	
1 普通寺公営住宅	28
2 宮川	31
3 象頭山園地	34
4 国立普通寺病院施設建設	35
5 城山川	37
6 高松港頭地区開発事業	38
7 県警機動隊舎建設	41
8 産業交流センター駐車場	44
第 5 章 農業基盤整備事業予定地内の調査	
(1) はじめに	46
(2) 調査の概要	
1 白鳥成重地区（ほ場整備）	46
2 綾上地区（ほ場整備）	49
3 白鳥中戸・原地区（ほ場整備）	52
4 綾南南部地区（ほ場整備）	54
5 綾歌地区（農道）	57
6 大川南部地区（農道）	58

第1章 平成9年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適正な保護を図るために、昭和58年度以来、過去12回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査及び遺跡発掘調査を実施してきた。（第2表参照）

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年度以降、県道建設や県営は場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降ではさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に対応した埋蔵文化財の保護に努めてきた。平成7年度には整備が急がれている四国横断自動車道（津田～引田間）建設予定地内の分布調査を実施し、広域な大型事業にも適切に対処している。さらに平成8年度には県内全域の埋蔵文化財包蔵地を対象として種々の開発事業に対する事前の調整を図ることを前提に、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し継続して分布・試掘調査を中心に事業を遂行している。

平成9年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、国・県事業及び農業基盤整備事業等予定地を調査対象として実施した。事業の実施概要としては、昨年度末に国・県等の事業課に将来3年間の事業計画を照会、5月初旬までに遺跡地図と照合した結果を第3表のとおり回答し、その結果に基づき関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に必要な協議資料を得てきたものである。

なお、事業実施機関は、香川県教育委員会事務局文化行政課で、今年度の発掘調査体制は下記第1表のとおりである。

総括	香川県教育委員会文化行政課	課長	菅原良弘
		課長補佐	北原和利
		副主幹	渡部明夫
総務	同	係長	山崎 隆
		主査	松村崇史
		主事	打越和美
埋蔵文化文化財 (調査担当)	同	文化財専門員	木下晴一
		技師	塩崎誠司

第1表 平成9年度発掘調査体制

第2表 遺跡詳細分布調査等の概要（各年度）

実施年度	調査対象地	調査の方法	調査の目的	報告書の名称
昭和58年度	中蘭4市9町	分 布 調 査	遺跡台帳の整備	昭和58年度埋蔵文化財詳細分布調査概要
昭和61年度	A 国道32号鏡南バイパス B 国道11号高松東バイパス C 国道11号坂出・丸亀バイパス D 国道19号普通寺バイパス E 四国横断自動車道（高松～普通寺間）の各建設予定地	分 布 調 査 (A-E) 確 認 調 査 (A-B-D)	国道バイパス、四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財有無の確認	国道バイパス及び四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財詳細分布・試掘調査報告
昭和62年度	国道11号高松東バイパス（高松市林町～六条町）建設予定地内	試 挖 調 査	高松東バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定	国道11号高松東バイパス建設予定地内の埋蔵文化財試掘調査報告
昭和63年度	A 国道11号高松東バイパス（高松市東山崎町・前田東町）建設予定地内 B 長尾尾尻大内線（高松市小村町）建設予定地内 C 県営は場整備事業予定地内（大川・鴨部・三野東部・豊中・高瀬）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-C 遺跡台帳の整備	国道11号高松東バイパス建設及び県営は場整備等の埋蔵文化財試掘調査報告書2
平成元年度	A 国道11号高松東道路（高松市前田西町の一部）建設予定地内 B 国道32号横瀬バイパス（横瀬町四条福家地区）建設予定地内 C 県営は場整備事業予定地内（高瀬・三野東部・香南・鴨部・大川）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書3 国道バイパス・県道建設予定地内の調査
平成2年度	A 国道11号高松東道路（高松市前田西町の一部）建設予定地内 B 国道11号高松東道路（三木町一津田町）建設予定地内 C 国道32号横瀬バイパス（横瀬町羽根・吉野下・五条地区） D 島道山崎御殿建設予定地内 E 県営は場整備事業予定地内（高瀬・三野西部・大川・大内）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書4 国道バイパス・県道建設予定地内の調査
平成3年度	A 国道11号高松東道路（三木町一津田町）建設予定地内 B 県道高松長尾尾尻大内線（三木町一寒川町）建設予定地内 C 県営は場整備事業予定地内（高瀬・香南・田中・東田中・大川）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書5 国道バイパス・県道建設予定地内及び県営は場整備事業予定地内の調査
平成4年度	A 国道11号高松東道路（三木町）建設予定地内 B 県道高松志度線（高松市新田町～高松町）建設予定地内 C 県営は場整備事業予定地内（三野西部・三野東部・香南・大川・大内）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書6 国道バイパス・県道建設予定地内及び県営は場整備事業予定地内の調査
平成5年度	A 国道11号高松東道路（志度町）建設予定地内 B 國道438号（坂出市川津町）建設予定地内 C 黒瀬高松志度線（高松市内・志度町）建設予定地内 D 長尾尾尻大内線（高松市吉山崎町・十川町・三木町）建設予定地内 E 高松土生所野所建設予定地内 F 県営は場整備事業予定地内（大川・香南・田中・大川・大内・白鳥）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-F 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書7 国道バイパス・県道建設予定地内・志度・土生所野所等の埋蔵文化財有無等の確認及び開発予定地及び県営は場整備事業予定地内の調査
平成6年度	A 国道11号バイパス（高松東道路・坂出・丸亀バイパス建設予定地内 B 國道438号・国道193号連絡予定地内 C 黒瀬（三木町分寺郷はかさ路線）建設予定地内 D 高松スマートアーバン開発事業予定地内 E 宮川川岸修予定地内 F 岩谷農業基盤整備事業予定地内（白鳥・大川・三木北部・東田中・落合・鶴城）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-F 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書8 国道バイパス・県道建設予定地内及び岩谷農業基盤整備事業予定地内の調査
平成7年度	A 四国横断自動車道（高松～高松岡・津田～引田間）建設予定地内 B 国道11号高松東道路（志度町・津田町）国道438号線建設予定地内 C 黒瀬（高松志度線はかさ路線）建設予定地内 D 高松スマートアーバン開発事業予定地内 E 小瀬河川西沙入川改修予定地内 F 高松御所地区開発事業 G 崑島農業基盤整備事業予定地内（香南・大内・田中・三木北部・三野川町・野川町・仲野）	分 布 調 査 試 挖 調 査	A 四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財有無の確認 B 国道バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 C-G 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書9 国道バイパス等事業予定地内の調査
平成8年度	A 国道32号綾歌バイパス建設予定地内 B 國道438号綾歌建設予定地内 C 畠道事業（坂野宇多津郷はかさ路線）予定地内 D 県事業（城山川改修はかさ路線）予定地内 E 県営農業基盤整備事業（大内天神地区はかさ路線）予定地内	分 布 調 査 試 挖 調 査	A-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告書10 香川県内遺跡免掘調査

(回答様式)

区分	埋蔵文化財包蔵状況及びその取り扱い要領
史 A	事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。については、事前にその取り扱いについて当課と協議願います。
A	事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため、事業実施前でのできるだけ早い段階で当課と協議願います。
B	事業予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
C	事業予定地及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が広大であるため事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
D	工事実施中に出土品の出土等により新たに遺跡と認められるものを発見した場合には、文化財保護法第57条の6第1項の規定による遺跡発見通知を当該市町教育委員会に提出するとともに、その取り扱いについて、当課と協議願います。

(遺跡地図との照合結果)

事業区分	史 A	A	B	C	D	合計
国事業関連	1	23	4	8	23	59
県道事業関連	2	16	23	20	150	211
その他の県事業関連	11	19	24	21	268	343
農業基盤整備事業関連	0	20	17	21	106	164
合計事業数	14	78	68	70	547	777

第3表 平成9年度対象事業の取り扱い結果一覧

事業区分	事業名	番号	所在地	調査期間		面積 (m ²)	測量名	種別	時代	保護措置	
				分布調査	試掘調査						
A. 国道事業	11号線坂出丸龜ハイバス	1	多度津町	10月1～3日	220	小塚遺跡	集落跡	弥生	約800m記録保存予定		
	43号線	2	坂出市川津町	10月17日	45 (仮称)	六反地Ⅱ遺跡	集落跡	弥生	約800m記録保存予定		
	193号線	3	清水地区香南町	10月2日	2月9～10日	180	圓清水遺跡	集落跡	弥生	約5,000m記録保存予定	
	高松王越坂出線	4	坂出市王越町	8月14日	6月6日	8					
B. 市道事業	米雲出山線(須田ハイバス)	5	須田・中尾瀬地 区能町町	10月26日	10月7～8日	110	須田・中尾瀬遺跡 尾の上遺跡	集落跡 古墳	弥生～ 中世	約2,000m記録保存予定	
	高松長尾大内線(琴電高架)	6	高松市東山崎町	10月1日	10月9日	65					
	大内白鳥インター線	7	大内町	9月9日	10月14日	40	原間遺跡	集落跡	弥生 予定	古墳約1,200m記録保存	
	善通寺公営住宅	8	山生地区善通寺 市野町	10月9日	10月19日	280	山生遺跡	集落跡	弥生～ 中世	約2,000m記録保存予定	
C. 国・県事業	中小河川宮川改修	9	高松市木太町	7月15日	7月23～24日	65					
	象頭山園地造成	10	善通寺市大麻町	5月23日	7月31～8月1日	50.5					
	国立善通寺新院施設建設	11	善通寺市仙逝町	6月9日	8月19日	21	旧練兵場遺跡	集落跡	弥生～ 中世	30m記録保存実施。残り 協議中	
	中小河川城山川改修	12	坂出市川津町	8月26日	8月29日	20					
D. 県業基盤整備事業関連	高松池新地区開発事業	13	西の丸地区高松 市西の丸町	9月9日	9月10日	150	高松城跡	城郭跡	近世	協議中	
	県警機動隊合宿場	14	高松市多賀上町	9月24日	9月25日	75	仮仏遺跡	集落跡	弥生	協議中	
	産業交流センター駐車場造成	15	高松市林町	1月13日	1月14日	117					
	県営官邸場白鳥坂重複地	16	成田地区白鳥町	4月18日	5月26～28日	122					
D. 県業基盤整備事業関連	県営13号場地上地区	17	西明寺地区線上 町	5月23日	7月3～4日	150	西明寺裏遺跡	集落跡	弥生	現状保存及び工事立会	
	県営農業遺跡地区	18	椎尾地区綾歌町	8月20日	8月29日	110					
	県営13号場越南南部地区	19	董浦地区はか様 南町	1月16日	1月26日	2月5日	平松池1号墓跡 2号墓跡(復元)	生產遺跡	古代	約400m記録保存予定	
	県営13号場白鳥中戸・原地区	20	中戸・原地区白 島町	12月16日	12月24日	100	中戸遺跡(復元)	集落跡	弥生	工事立会	
D. 県業基盤整備事業関連	県営農業大川南部地区	21	大川町・栗川町	4月22日 10月16日 (4～11号地)	10月23日	古墳他	古墳	協議中			

第4表 香川県内遺跡発掘調査統括表

第1図 調査地位図
(番号は第4表に対応する)



第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

(1) はじめに

国道バイパス建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教委と建設省香川工事事務所との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。中讃地域の主要幹線道路として整備が進められている国道11号線（坂出・丸亀バイパス）については、平成7年12月20日付け建四香第1755号で埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会があり、平成7年度に丸亀市内区間において試掘調査を実施、平成9年度には、多度津町内区間において試掘調査を実施した。

また、県土木部により整備が進められている一般国道改良事業については、国道438号線の坂出市川津町内において、昨年度に引き続き試掘調査を実施した。

(2) 調査の概要

1 国道11号線（坂出・丸亀バイパス）

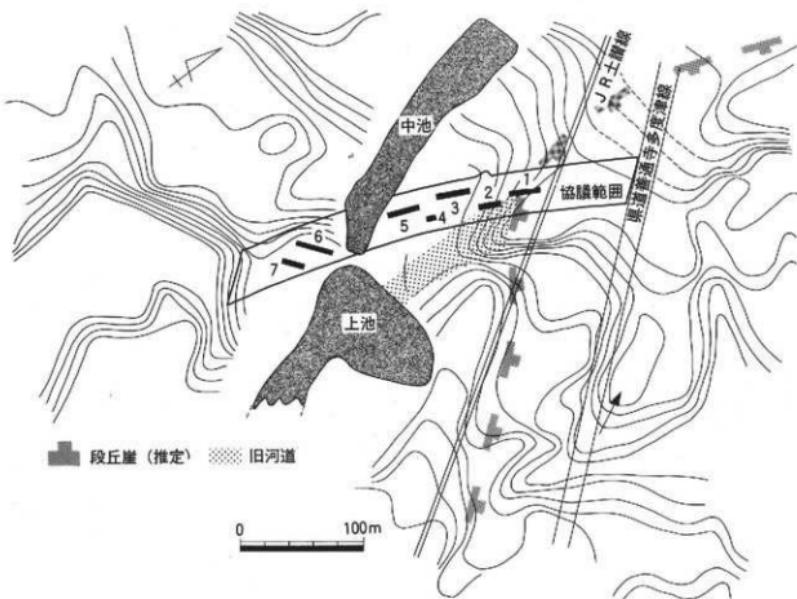
（位置と経緯）

今回の協議範囲は、県道普通寺多度津線から西へ善通寺市との境界までの多度津町内である。この区間の東半部には、付近に拡がる条里型地割が認められず、10cm等高線図（水田の一筆毎の標高を割り込んで地表面の微起伏を等高線で表現した図）に示されるとおり、旧河道が幾筋も流れる状況が推定されていた。しかし、上流側約1kmの四国横断自動車道建設に先だって調査が行われた遺跡の中には、多量の遺物を包含する旧河道がある。古代の土器・木製模造品・蒼串などが出土した「金蔵寺下所遺跡」（善通寺市金蔵寺町）、弥生時代前期の遺物等を包含する「稻木遺跡」（同市稻木町ほか）、縄文時代後期から晩期の土器を包含する「永井遺跡」（同市下吉田町ほ



1. 試掘調査地
2. 金倉寺
3. 三井遺跡
4. 金蔵寺下所遺跡
5. 稲木遺跡C地区
6. 稲木遺跡B地区
7. 稲木遺跡A地区
8. 永井遺跡
9. 中村遺跡
10. 乾遺跡
11. 仲村城跡

第2図 調査位置および周辺の遺跡（「丸亀」「善通寺」）



第3図 10cm等高線図

か)の旧河道である。これらの旧河道と今回の試掘範囲に推定される旧河道との連続は不明であるが、遺物を包含する旧河道の存在を考慮して試掘調査を行うこととした。

(調査結果及びまとめ)

7本のトレンチ(約220m)を設定し調査を行った。1トレンチ(長25m×幅2m)では旧河道が検出された。この旧河道は深さ2m以上、ラミナが顕著に認められる砂及び砂礫で埋まるもので、磨滅した土器細片(時期不明)を僅かに含んでいる。トレンチ西部では、地山である黄白色粘土層を削り込む状況が確認された。これは、周辺でのこれまでの知見から古代末頃の河床底以下によって形成された完新世段丘の段丘崖と考えられる。平成7年度の試掘結果も総合すると、段丘崖前面の氾濫原は東方約1kmの現在の金倉川の河道まで拡がると判断され、この地形面には少なくとも古代以前の遺跡は存在しないものと考えられた。このため当初はJR土讃線の東側にもトレンチを掘削する予定であったが中止した。2トレンチ(長5m×幅2m)では、深さ2.5m以上の旧河道を検出した。河床は灰色砂礫で西から東方に緩やかに傾斜する。埋土は上から灰色極細砂質土・暗灰色シルト質土・木質の遺存する暗灰色粘土で、どの層にも若干量



写真1 作業風景(1トレンチ)

の磨滅した土器細片が含まれる。1トレンチの旧河道との前後関係の確認は不要と判断し、トレンチを延長しなかったが、1トレンチの旧河道よりも年代は古いと思われる。

3トレンチ（長20m×幅2m）、4トレンチ（長5m×幅1.2m）では、家屋の立ち退きによる擾乱層の直下に地山（黄灰色極細砂質土層）が現れる。遺構・遺物は確認されなかった。6トレンチ（長22m×幅2m）、7トレンチ（長12m×幅2m）も同様で水田耕土直下に地山が現れ、遺構・遺物は確認されなかった。

5トレンチ（長17m×幅2m）も水田耕土直下に地山が現れる。ここでは弥生時代後期の溝状

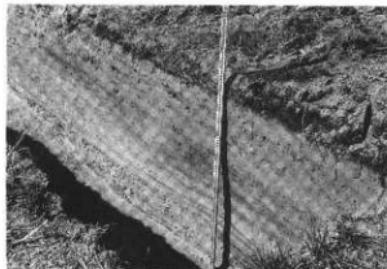


写真2 1トレンチ断面

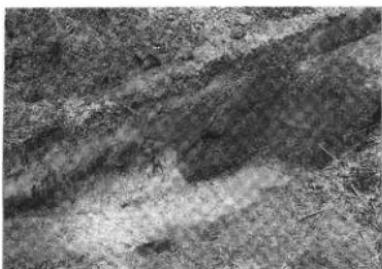
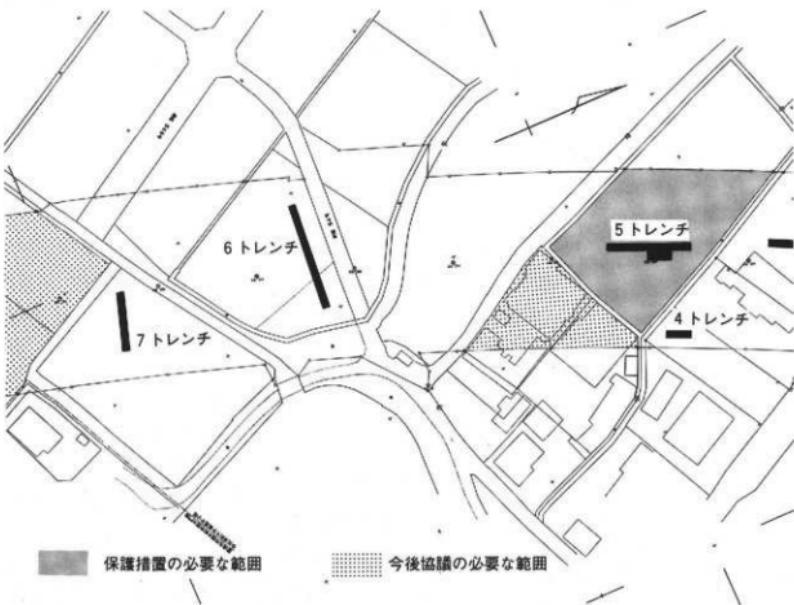


写真3 段丘崖（1トレンチ）



遺構が検出された。溝の規模は、幅約0.8m、深さ約0.3mで、溝底に多量の土器片が含まれる。5トレンチでは遺構の拡がりを確認するために、トレンチを一部拡張した結果（5m×2m）、ビット、土坑なども確認した。大半は近世以降のものと思われるが、採集遺物のなかに中世のものが含まれることから中世の遺構が含まれる可能性がある。これらの遺構が検出された部分は、10cm等高線図から微高地にあたると推定される。

以上のことから、5トレンチを設定した水田（800m²）について事前の保護措置が必要と判断した。また、今回トレンチを掘削できなかった範囲については再度試掘調査を行う必要がある。

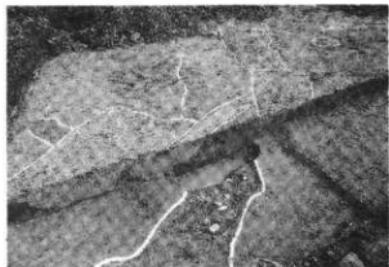
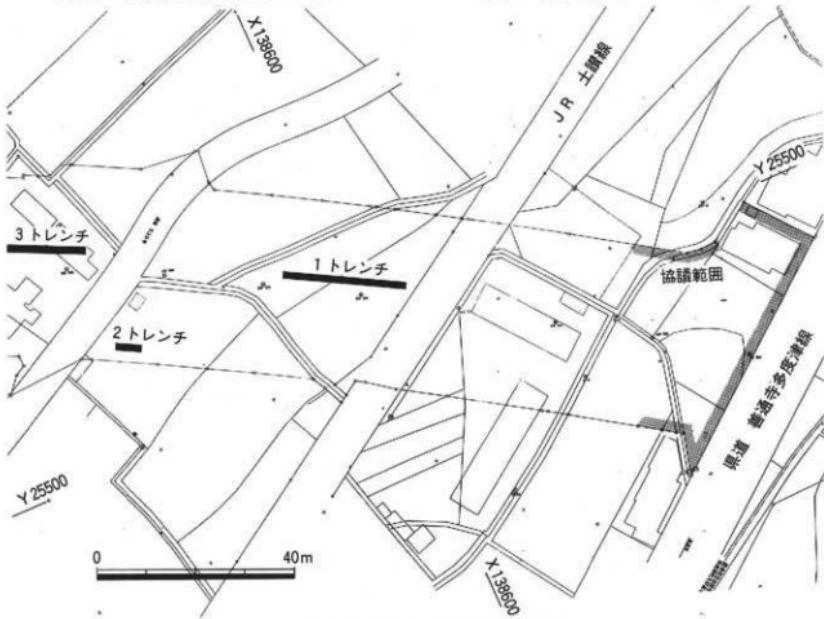


写真4 遺構検出状況（5トレンチ）



写真5 溝状遺構（5トレンチ）



第4図 トレンチ配置図

なお、遺構・遺物が確認された範囲については、付近の小字から「小塙（こつか）遺跡」と呼称することとした。

2 国道438号線

（位置と経緯）

坂出市川津町は、瀬戸中央自動車道や四国横断自動車道の建設に伴う事前調査で「下川津遺跡」「川津中塙遺跡」「川津下塙遺跡」など多くの遺跡が大規模に調査されたほか、大東川改修や県道富熊宇多津線などの改修事業により多くの遺跡が調査され、本県で最も調査が行われている地域のひとつである。これらの調査成果を総合すると、歴史を通じて人々は自然堤防などの微高地に集落を営み、後背湿地や埋没過程にある旧河道に水田やため池を造成していたことが知られる。

坂出市内の国道438号線の道路改良事業は、現在の国道の拡幅工事であり、四国横断自動車道との交差部付近から北に向かい用地買収の終了した箇所から暫時工事が行われている。県教委では、用地買収が比較的まとまって完了した地点を中心に試掘調査を平成5年度より継続し、南から「川津川西遺跡」（縄文時代後期の遺物包含層、中世後半の集落等を検出）、「川津井手の上遺跡」（弥生時代の竪穴住居、古代の掘立柱建物等を検出）、「川津六反地遺跡」（中世の集落等を検出）などの内容が明らかになっている。

また、小規模な面積で官民境界の構造物工事が先行するような地点では、工事立会を行い埋蔵文化財の有無を確認することとし「川津六反地II遺跡（仮称）」などを確認している。今年度も、県道富熊宇多津線との交差点北側において試掘調査を実施した。

（調査結果及びまとめ）

協議範囲内においてトレンチ掘削が可能な2箇所に3本のトレンチ（45m²）を設定した。

1トレンチ（長さ13m×幅1.5m）は地表下約40cmに遺構面があり、弥生時代後期の溝状遺構1条とピット1を検出した。溝状遺構は、幅5m・深さ0.75mの規模で、東南から西北方向に流れている。埋土は巨視的に暗茶褐色疊混じり粘質土の上層と暗灰色砂疊混じり粘質土の下層の2層に分けられる。上層には弥生時代後期の土器片が多く含まれ、中には完形に復原できるものもある。下層も上層ほど



A 国道438号線 試掘調査地	B 城山川 試掘調査地
1 下川津遺跡	2 川津中塙遺跡
3 川津下塙遺跡	4 川津二代取遺跡
5 川津一の又遺跡	6 川津東山田遺跡1区
7 川津東山田遺跡2区	8 川津西遺跡
9 川津六反地遺跡	10 川津井手の上遺跡
11 川津元結木遺跡	12 川津西又遺跡

第5図 調査位置および周辺の遺跡（「丸亀」）



第6図 R.438等調査実績図

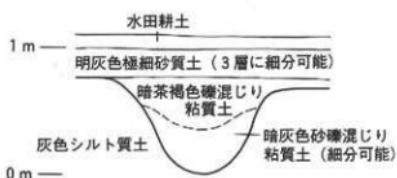


第7図 トレーンチ配置図

の量はないが土器細片が含まれる。このことから1トレンチ近辺に集落跡が存在する可能性が高いと推定される。

2トレンチ（長さ10m×幅1.5m）は厚さ55cm程の擾乱層下に厚さ35cm程の旧耕土が堆積し、灰色粘質土の地山が現れる。遺構・遺物ともに認められない。3トレンチ（長さ8m×幅1.5m）は、周辺ではやや不明瞭であるが、南側の南北方向の小径が条里型地割の坪界線に相当する可能性が考えられ、これに間わる遺構の有無を確認するために設定したものである。2トレンチと同じ堆積状況で、遺構・遺物は認められなかった。

以上のことから、1トレンチを設定した地盤には遺跡が抜がり、2・3トレンチを設定した宅地跡には遺跡が存在しないことが判明した。また、1トレンチで検出した遺跡がどの範囲に抜がっているのか判断する資料が得られなかつたため、周辺についてはさらに試掘を行つて判断する必要がある。なお、1トレンチの事業の実施に先だって保護措置を図る必要のある範囲については、遺跡名を「六反地（ろくたんじ）Ⅱ遺跡（仮称）」とした。これは、西側至近の高速道路の建設の事前調査では小字ではなく通称地名をもとに遺跡名を付けており、将来遺跡の範囲・内容が確定した段階で、遺跡名を決定する必要があると考えられるためである。



第8図 溝状遺構 断面模式図



写真6 作業風景（1トレンチ）



写真7 1トレンチ掘削状況



写真8 2トレンチ掘削状況

3 193号線

(経緯と位置)

調査対象地は香川郡香南町大字岡字清水に位置する。広大な高松平野を北流する香東川が形成した扇状地形の扇央付近に所在し、同川の西岸、丘陵部が間近にせまる河岸段丘上に位置する。平成6年度には用地買収の終了した範囲において試掘調査を実施しており、一部遺物が出土した範囲において再度試掘調査が必要な旨事業主体である高松土木事務所へ通知している。今年度、当該地を中心に関辺部でも用地買収が進行した旨連絡を受けた県教委では早急に分布調査を実施し、事前の試掘調査を実施することで合意に達した。

(調査結果とまとめ)

調査は第10図のとおり、9個所にトレンチを設定し、平成6年度試掘調査地に隣接してテストピット(10トレンチ)を1個所加えた。調査面積は約130m²で調査の結果は第5表のとおりである。1~2トレンチでは耕作土下で茶灰色砂礫層が検出され、遺構等は検出されなかつた。香東川による影響が大きかったことを示すものであろう。一方、3~10トレンチでは弥生時代後期初頭を中心とする遺構・遺物を検出した。出土遺物は第11図のとおりで中期末葉を示す土器片(7~9)もみられるが概ね後期初頭段階の土器が主体を占める。特に7トレンチの結果から、当初、田面造成の為に傾斜部をカットしたため遺跡が所在する可能性が低いと想定された丘陵裾においても当該期の遺構が検出されており、事業予定地からは外れるものの丘陵上にも同時期の集落跡が広がる可能性が考えられた。また、香東川上流域における当該期の集落跡の検出例は現在までのところ皆無に近い状態で、今回検出した遺構・遺物は今後貴重な資料になるとともにその集落の立地を考慮するうえでも興味深い。特に9トレンチでは多量の弥生土器片が出土しており、テストピットでも9トレンチと同様の堆積が認められた。これは、平成6年度に実施された試掘調査の結果を再確認させるもので、同範囲についても集落跡が広がる可能性が高いことを示している。



第9図 調査位置図（「川東」）



写真9 調査地近景

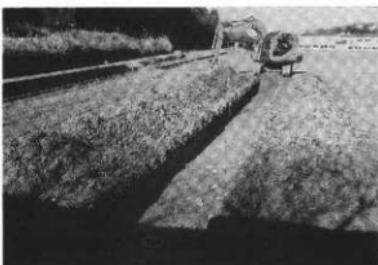


写真10 3トレンチ全景

以上の結果から、第10図に示すとおりの範囲については当該期の集落跡が広がるものとして、今後「岡清水（おかしみず）遺跡」と称して文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要となる。一方で、1・2トレーニチを設定した範囲では目立った遺構・遺物等は検出されなかったことから、事前の保護措置は不要と判断されるとともに、用地買収が進行していない1トレーニチと10トレーニチの間については、事前の有無確認調査を実施する必要がある。

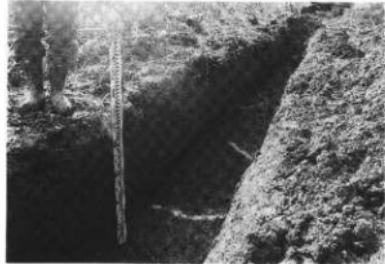


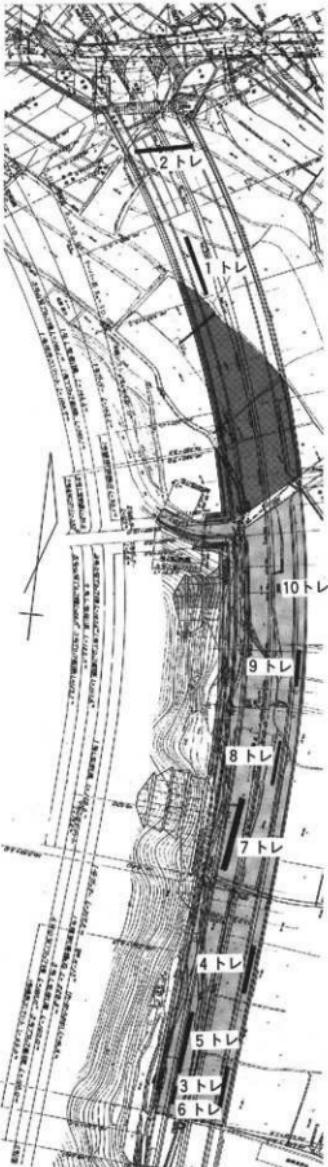
写真11 5トレーニチ (遺構検出状況)



写真12 8トレーニチ (調査風景)

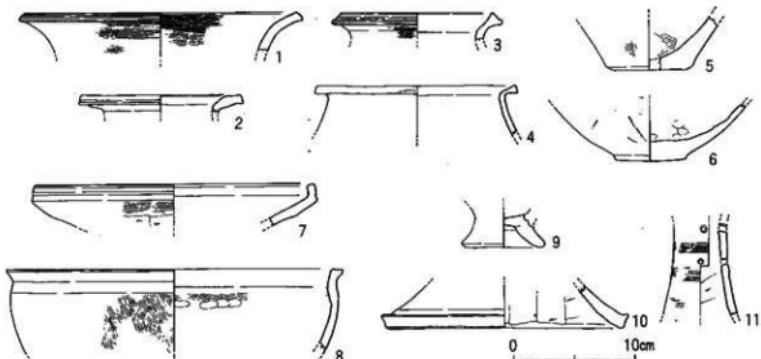
第10図 トレーニチ配置図

-保護措置の必要な範囲
-再度試掘調査の必要な範囲



番号	規模(m)	遺構	遺物	所見
1	1.4×22.5	土坑1	土器細片	耕作土下20cm程下で灰色砂疊層(地山)に至る。遺構の時期は不明。
2	1.4×21.2	なし	なし	1トレンチと同様の堆積状況を呈するが、遺構・遺物とも検出されず。
3	1.0×14.6	柱穴跡2 溝状遺構	弥生土器	遺構面は耕作土下60cm程度下に所在する。旧地形は北へ遺構面は北へ下降しており、溝状遺構は傾斜面での包含層堆積の可能性もある。
4	1.0×15.2	なし	弥生土器	3トレンチから続く北への傾斜が認められる。遺構は検出されないものの土器は多量に出土している。
5	1.0×11.1	土坑2 柱穴跡2	弥生土器	現地表下約80cmに遺構面が所在し、包含層は薄く出土物も少ないものの遺構は密に所在する。
6	1.0×6.7	なし	弥生土器	弥生土器細片は僅かに出土するものの、遺構は検出されない。
7	1.4×18.6	柱穴跡2 豎穴住居状遺構1	弥生土器	トレンチ北側で径4m程度の浅い落ちを検出しており、豎穴住居跡の可能性が考えられる。
8	1.0×13.4	柱穴跡3	弥生土器	4トレンチと同様の堆積状況で包含層直下に遺構面が所在する。
9	1.0×12.9	柱穴跡2	弥生土器	遺構面は耕作土下約60cm下に所在し直上の包含層からは特に多量の弥生土器片が出土している。
10	1.0×3.2	なし	弥生土器	9トレンチと同様の堆積状況を示し包含層中に弥生土器細片が少量含まれている。

第5表 各トレンチの概要



第11図 出土遺物実測図(1、7…8トレ 2、11…7トレ 3、5…5トレ 4、6、8、9、10…9トレ)

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに

県教委では昭和63年度より、大規模な県道バイパス建設予定地内を中心に県道建設予定地の試掘調査を適宜国庫補助事業に含めて実施してきた。平成7年度以降は、現道拡幅などの改良工事等の事業も調査対象に含め、事業を行っている。毎年3月に関係各課に対して行う向こう3ヶ年の事業計画の内容と遺跡地図との照合によって、保護措置の必要の有無を判断し、県道の場合は管轄の6ヶ所の土木事務所との協議によって埋蔵文化財の保護措置を図っている。今年度、協議によって試掘調査を行うことになったのは以下の4路線である。

(2) 調査の概要

1 高松王越坂出線

(位置と経緯)

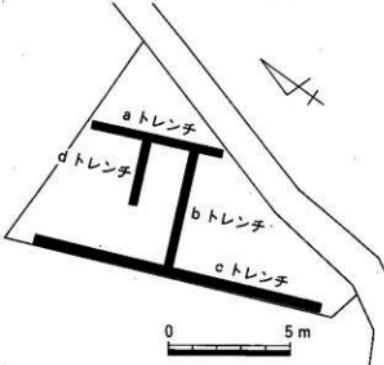
調査地は、坂出市高屋町の雄山古墳群の所在する尾根上である。雄山古墳群は、古墳時代には瀬戸内海に近接していたと推定される雄山（標高139m）の東側の尾根北斜面を中心にして7基よりもなる古墳群である（至近にさらに1基所在するが消滅し詳細不明）。平成8年度に県道高松王越坂出線建設予定地内に含まれる4基の古墳の調査が香川県埋蔵文化財調査センターにより行われた。これらは径6～10mの円墳で、羨道を持たず墓壇に直結する墓道を有する横穴式石室で、出土須恵器から6世紀中頃に相次いで築造されたと考えられている。出土遺物も比較的豊富で、本県における横穴式石室導入期の様相を知る貴重な資料である。今回の調査地は用地買収が遅れたために、平成8年度に遺跡の有無確認が出来なかった90m²が対象である。調査地は西から伸びる尾根の背にあたり、かつて須恵器の散布が認められたとの情報もあった。現況は蜜柑畑として利用されている。

(調査の結果およびまとめ)

第13図のように、蜜柑の木を避けてトレーンチを設定した。試掘面積は約8m²である。いずれのトレーンチにおいても団粒状構造をなす茶灰色シルト質土が30cmの厚さに堆積し、以下に花崗岩が風化し粘土化した黄灰色シルト質土が堆積する。茶灰色シルト質土層において須恵器片な



第12図 調査位置図1（「五色台」「白峰山」）



第13図 レンチ配置図



第14図 調査位置図2（「坂出市都市計画図」を使用）

- 1～7 雄山1～7号墳
- 8 遍照院裏山古墳（消滅）
- スクリントーンが今回の協議範囲

ど数点の土器破片が採集されたが、遺構は認められなかった。なお、万が一地山の認定を誤った可能性を考慮して、掘削後に長さ50cmのピンボールを密に打ち込んで、石室石材等の有無を確認する作業も行ない遺構は存在しないと判断した。

以上のことから、今回の協議範囲について事業の実施に先立つ文化財の保護措置は不要と判断した。



写真13 調査地遠景（東から）



写真14 a トレンチ掘削状況

2 紫雲出山線（須田バイパス）

(経緯と位置)

調査対象地は三豊郡詫間町大字詫間字須田及び中尾瀬に位置する。当事業は昨年度からの継続事業であり、事業主体である観音寺土木事務所から昨年度の段階で連絡を受けていた県教委では、改めて今年度事業予定地内の分布調査を実施した。その結果、昨年度試掘調査を実施した路線内の状況と同様に中世土器片が多量に散布していること及び地元からの聞き取りによると付近に石棺が埋まっているとの情報を得たことから、事前の試掘調査を実施し、遺跡の有無確認をおこなうことで合意に達した。

(調査の結果及びまとめ)

調査は用地買収の状況及び重機進入路確保の関係から2回に分けて実施している。各ト

レンチの概要是第6表のとおりで調査面積は約130m²である。調査の結果、1~4トレンチではすべてのトレンチで中世後半の土器片が出土し、4トレンチを中心に行き14世紀後半~15世紀にかけての集落跡が検出された。また同トレンチで検出された石室状の遺構は基底部しか残存しないもののその形態から横穴式石室の可能性が高ものである。しかしながら、調査で古墳時代の須恵器等は出土せず、また、検出面上では特に多量の中世土器片が出土することから、古墳時代~中世の墳墓に関連する遺構と推定しておく。一方、1トレンチでは現地表下約1.6m以下の深さから多量の弥生後期土器片が出土している。本来は深い谷地形と推定され相当埋没が進んでおり、また、トレンチ設定範囲も限定されていたため、明確な遺構の検出はできなかったが、地形との関係及び埋土の状況から考えて流路跡（深さ30cm以上）と思われる。この地域において知られる当該期の資料は僅かで、その集落立地を考慮するうえでも貴重な資料である。

また、5~8トレンチでは、6トレンチで土器片少量と石器（石匙）1点が出土している。調査地が狭小なため明確な遺構は検出できなかったものの、地山層上の遺物包含層は比較的厚く安定した堆積層であり、旧地形では本来海に面した小尾根裾部に立地することから、遺跡が所在する可能性が高いと判断された。その他のトレンチでは土器細片以外に目立った遺構・遺物とも検出されていない。

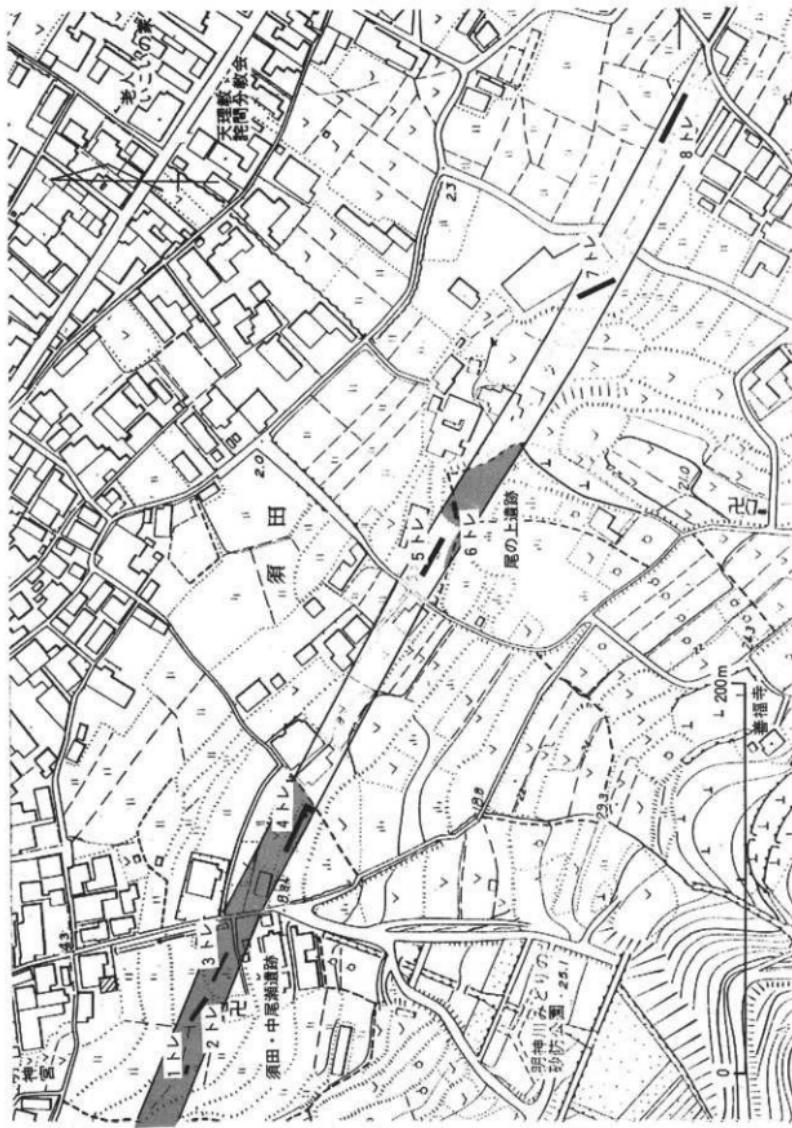
以上のことから、1~4トレンチの範囲は「須田・中尾瀬（すだ・なかおぜ）遺跡」6トレンチの範囲は「尾の上（おのうえ）遺跡」と称して、事業の実施に際しては、文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要である。なお、これまでの同路線建設事業に伴う埋蔵文化財の保護措置の結果は第17図のとおりとなる。



第15図 調査位置図（「仁尾」）



写真15 調査地近景（1、2トレンチ）



第16図 トレンチ配置図

■ 保護措置の必要な範囲

番号	規模 (m)	遺構	遺物	所見
1	1.3×4.2	(流路)	土師器片 須恵器片 弥生土器	現地表下約1.5m下に弥生時代後期の土器を多量に含む包含層を検出。出土状況から流路の埋土の可能性が高い。
2	1.3×7.0	溝 土坑	中世土器片	遺構は中世土器片を含む層上から掘り込まれており、中世以降の所産である。
3	1.3×12.5	土坑	中世土器片 弥生土器片	遺構は2トレと同じく時期不明であるが、中世土器包含層下に弥生土器包含層及び黄褐色シルト層(地山)が所在し当該期の遺構がある可能性が高い。
4	1.3×16.5 (サブトレンチ を随時設定)	石室状遺構 柱穴跡	中世土器	石室は幅約1.5m長さ約5.5mの規模で、周溝、古墳時代の遺物等が検出されなかったことから中世墓の可能性も考えられる。その他遺構は中世の所産。
5	1.2×17.5	なし	土器細片	現地表下約65cmで地山層検出。
6	1.0×6.5	なし	土器細片 石器1点	現地表下約40cmに土器細片・石器を含む包含層を検出。トレントの設定場所が限られており、遺構は検出されなかった。
7	1.3×16.8	なし	なし	現地表下約70cmで地山層検出。
8	1.3×18.4	なし	近世土器片 少量	1トレントと同じ谷地形で、深さ約3m近くまで掘下げたものの近世土器片以外は出土しない。

第6表 各トレントの概要



写真16 3トレント (調査風景)



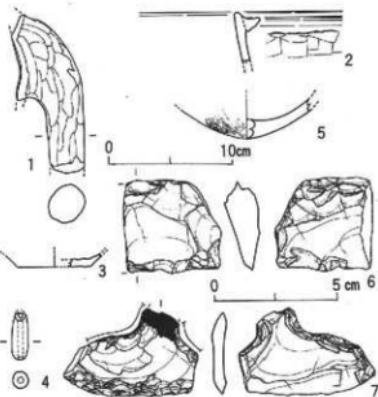
写真17 4トレント全景



第17図 標記事等に伴う保護措置の状況



写真18 4トレンチ〈石室状遺構検出状況〉



第18図 出土遺物実測図
(1~4…4トレ、5・6…1トレ、7…6トレ)
※4は土鐘



写真19 6トレンチ全景

3 高松長尾大内線（琴電高架）

（経緯と位置）

調査対象地は高松市東山崎町字水田に位置する。標記路線（バイパス）が琴電八栗線と交差することに伴い琴電線が高架になるものである。今年度、事業主体である道路建設課から事業の照会をうけた県教委では、早急に分布調査を実施した。その結果、事業予定地は高松東道路建設に伴い発見された東山崎・水田遺跡の120mほど北に位置しており同遺跡が事業予定地まで広がる可能性が高いことが考えられた。この結果を基に、事業課と協議を行った結果、遺跡範囲との関連及び用地買収状況を考慮し、現水田駅に南接する範囲において事前の試掘調査を実施することで合意に達した。

（調査の結果及びまとめ）

調査対象地が東西に長い範囲であるため、第20図のとおり3箇所にトレンチを配置して調査を実施している。調査面積は約70m²で結果は第7表のとおりである。調査の結果から、対象地内はほぼ全域において厚い砂質土層の堆積が認められ東山崎・水田遺跡から継続する集落跡は確認されなかった。3トレンチで検出された土坑にしても単体で集落としての広がりを示すものではない。水田土壤に比定できる層も検出されなかつことから、現状で同遺跡との関連性を考慮することはできない。

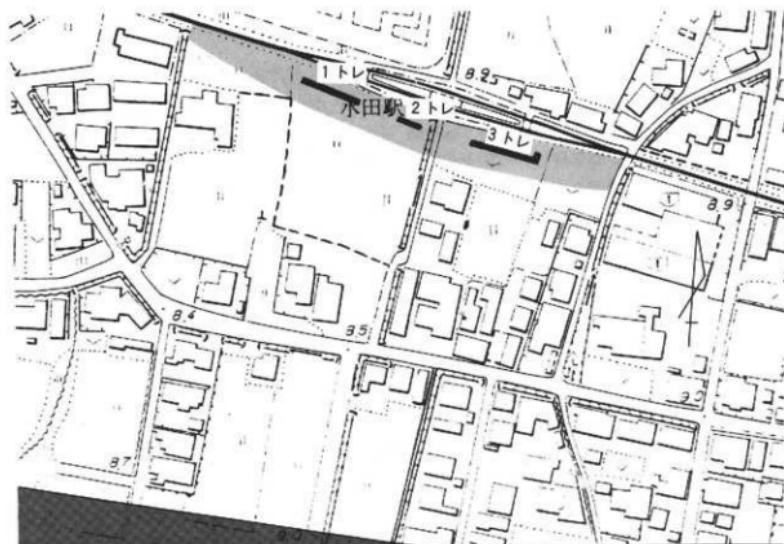
以上のことから、今回の協議対象地内においては、文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断された。



第19図 調査位置図（「高松南部」）

番号	規模(m)	遺構	遺物	所見
1	1.0×22.5	なし	土器細片	明褐色砂質土層の下は厚い青灰色シルト→暗灰色砂粒土の順で堆積し遺物は全く含まない。
2	1.0×12.5	なし	土器細片	1トレンチに同じ。
3	1.0×27.5	土坑1	陶磁器片1 その他 土器細片	土坑は径40cm程度で埋土は明灰色砂質土。陶磁器片1点が出土し、中世後半期と推定されるが集落跡としての広がりはみられない。

第7表 各トレンチの概要



東山崎水田遺跡

第20図 トレンチ配置図 (■…協議範囲)



写真20 1トレンチ全景



写真21 2トレンチ (調査風景)



写真22 3トレンチ全景

4 大内白鳥インター線

(位置と経緯)

大内白鳥インター線は、大川郡大内町川東・白鳥町極端に建設される四国横断自動車道のインター・エンジと国道11号線との間約2kmを結ぶアクセス路である。昨年度に分布調査を行い試掘調査等の必要な範囲を決定し、9月末から10月初めの3日間（国庫補助事業）と3月末の2日間の計5日間にわたり試掘調査を行った。この結果、古墳時代後期の集落遺跡（住居遺跡）、弥生後期の土器が多量に検出された原間遺跡が確認された。今年度は、昨年度に用地未買収等により試掘できなかった2地点について試掘調査を実施した。

調査対象地は、与田川と湊川にはさまれた花崗岩よりなる山塊の麓の、古川という小河川が形成した幅300m程の谷底平野である。花崗岩は一部マサ化しているため、幅広の開折谷が発達し、前面に砂を主とする平地を形成している。平野は与田川や湊川沿いに帯状に分布する「氾濫原面」と条里型地割の遺存する段丘Ⅰ面を中心とするが、山麓に小規模で数段の比高の低い段丘が付着している（段丘の対比はさらに検討が必要である）。今回試掘調査をおこなった地点は、段丘Ⅱ面と段丘Ⅳ面で、後者で遺跡が確認された。

(調査の結果およびまとめ)

4ヶ所（約40m）のトレンチを設定した。

1トレンチ（長さ11m）は、水田に花崗土を盛り、宅地化していた地盤である。近年まで使われていたらしい水田耕土の下に、旧耕土・床土（灰色砂礫混じり粘質土、橙黄色粘質土）が堆積し、以下淘汰の良い灰色砂層にいたる。周辺での調査所見から、灰色砂層上面が弥生時代後期以降の遺構面となるが遺構・遺物は検出されなかった。2トレンチ（長さ10m）も1トレンチとは同様の堆積状況で遺構・遺物は検出されなかった。

3トレンチ（長さ8m）は、表土直下20~40cmで黄土色小礫混じり砂質土の遺構面が現れる。この面に径20~30cmで暗茶褐色砂質土で埋まる柱穴（4）、幅60cmの溝状遺構1条（埋土は灰色小



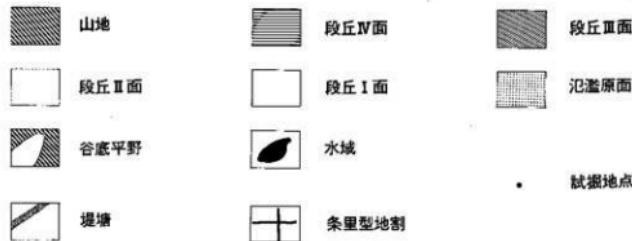
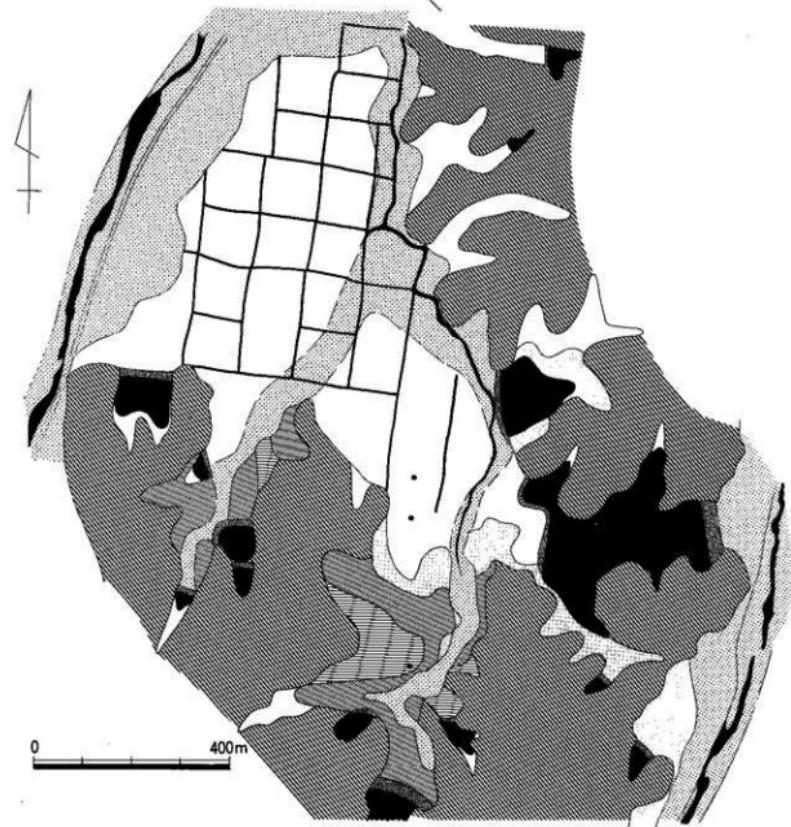
第21図 調査位置図（「三本松」）



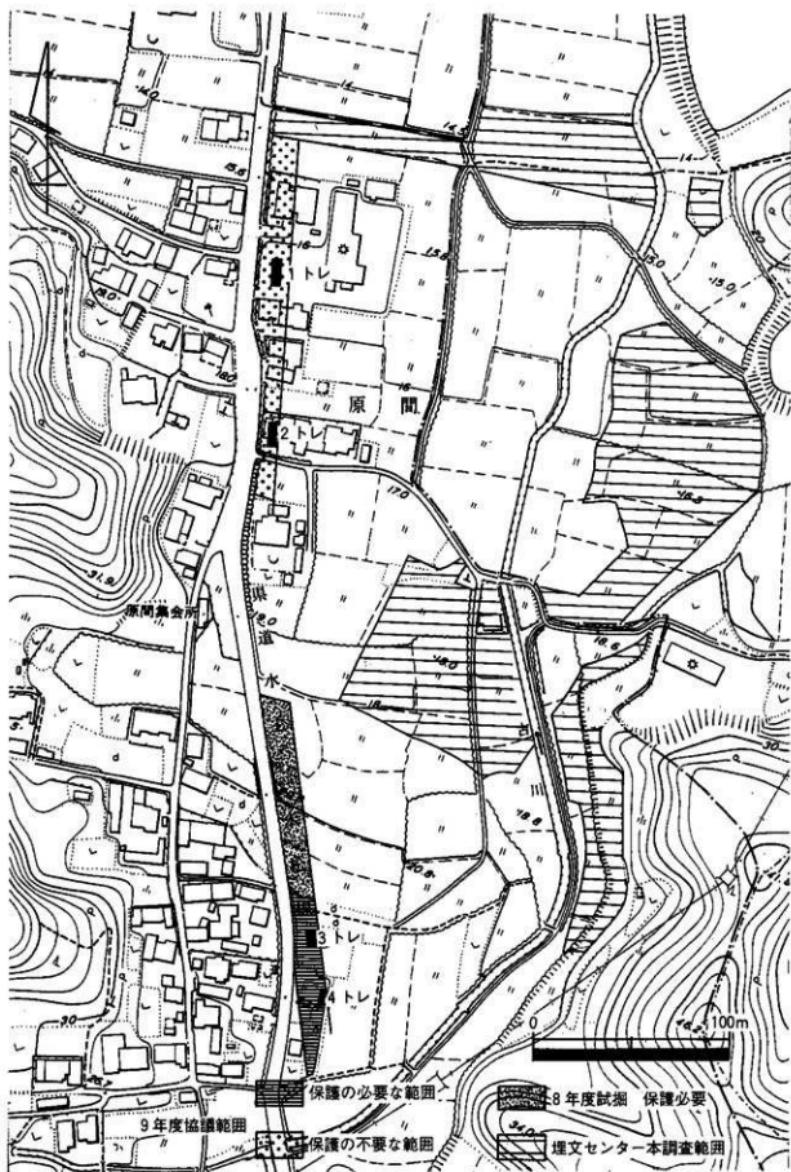
写真23 作業風景（1トレンチ）



写真24 2トレンチ断面



第22図 微地形分類予察図



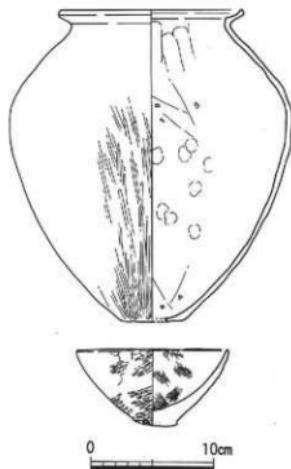
第23図 トレンチ配置図

疊混じり砂質土)、堅穴住居の可能性のある径約2.5mの不定形の凹地を検出した。これらの遺構には弥生時代後期、古墳時代後期と推定される土器片が含まれる。また、凹地からは完形の石匙が出土した。混入であろう。

4トレンチでは①表土(茶色小疊混じり砂質土)、②茶褐色砂質土、③黄土色小疊混じり砂質土の順で堆積するが、いずれもよく似ており分層は難しい。②層上面で暗茶褐色小疊混じり砂質土で埋まる幅80cmの溝状遺構を検出した。また、②層中には多量の弥生後期土器が含まれており、完形のものも認められる。遺構に伴うものと考えられるが、明確にできなかった。

以上のことから、3、4トレンチを設定した段丘IV面には弥生時代後期を中心とする集落遺跡が拡がるものと推定される。段丘IV面は山麓の緩斜面が段丘化したもので、河床の相対的な低下によって、それまでの沖積面が段丘化したI～III面とは異なるものであり、周辺では最も土地条件の良い地点である。

なお、(財)香川県埋蔵文化財調査センターが予備調査を実施し、本調査範囲が確定した原間遺跡は、弥生～古代の集落・旧河道が遺跡の内容であるが、氾濫原面には遺跡が所在せず、低位の段丘に弥生時代等の古い時代の旧河道が、相対的に高位の段丘に集落が所在している状況が読み取れる。微地形と遺跡の内容に相関関係があることが指摘できる。



第24図 出土遺物実測図

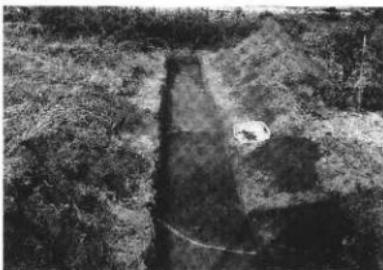


写真25 3トレンチ遺構検出状況

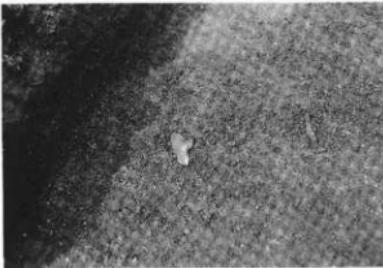


写真26 石匙検出状況(3トレンチ)



写真27 遺物出土状況(4トレンチ)

第4章 国・県事業予定地内の調査

(1) はじめに

今年度の国道・県道以外の国・県事業については、初めて国事業（国立善通寺病院看護学校等新設）に伴う試掘調査を加えたほか、従来の県事業においては河川関係で高松市の宮川、坂出市の城山川の改修事業、昨年度以前からの継続事業として、高松港頭地区開発事業、新規事業として善通寺公営住宅建設事業、象頭山園地造成事業、香川県警機動隊舎建設事業、香川県産業交流センター駐車場造成事業の調査を実施している。

(2) 調査結果の概要

1 善通寺公営住宅

(経緯と位置)

調査対象地は善通寺市生野町字山南に位置する。北側は金倉川に向かって張り出す磨白山が迫り、その山頂部には古墳時代前期の著名な磨白山古墳が所在する。また、西側の大麻山山麓にも無数の後期古墳が所在し、その密度は県内有数である。今年度、事業主体である県住宅課から事業の連絡を受けた県教委では早急に分布調査を実施した。その結果、現地形を大きく概観すると当該地は現在地蔵池が所在する谷地形内に位置するものの、この平野部では現在までに集落跡等の生活遺跡が未確認で、前述した多数の古墳を造営した集団の集落跡が所在することも想定された。この状況を踏まえ、事業課と再度協議を行った結果、事業範囲は明確なもののみ、建物建設範囲は未定であったため、敷地全域を対象に試掘調査を実施することで合意に達した。なお、調査は用地買収の進捗状況によりやむを得ず、田植え前と稲刈り後の2回に分けて実施した。

(調査の結果及びまとめ)

調査は第26図のとおり合計で13個所のトレンチを設定して実施した。調査面積は約280m²である。調査の結果、地盤層である灰色砂礫層が調査対象地西側から東側にかけて大きく隆起しており、調査地西端部で再び下降する状況が看守された。遺跡はその地盤層が下降したところに広がり、明確な遺構面としては中世と弥生時代後期後半の2面を検出している。ただし、2トレンチでは中世の遺構面ベース層から弥生時代中期の土器が出土し、7トレンチでは同じく中世の遺構面ベース層から古墳時代後期の須恵器片が出土している。さらに中世の遺構面では出土土器及び埋土の状況から新古の2時期が所在し、同時期の遺構検出レベルも各トレンチによってかなりの差がみられる。以上のことから、当時の生活面及びその埋没過程が決して一様でなく複雑であり、周辺部を含めて弥生時代～中世にかけて継続的に集落が営まれたことが想定される。このことはおそらく、調査対象地が前述したように大きな谷地形の縁辺部に相当し、当時この谷内を流下していたであろう河川の影響を受けやすかったことに起因すると思われる。

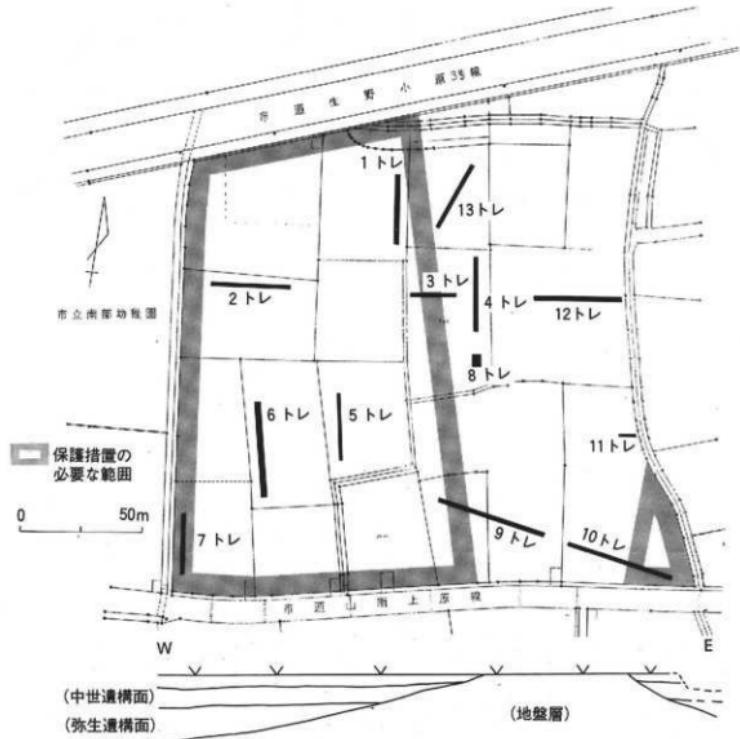
一方、地盤層が隆起した頂部付近では耕作土直下で同層が現れ、中近世土器細片が出土しているが、遺構等は皆無である。おそらく、当該期を中心に調査地及び周辺部の平坦地化が図られた



第25図 調査位置図（「善通寺」）

ものと推察される。

以上の結果から、地盤層が隆起した頂部付近以外は「山南（やまみなみ）遺跡」と称して事業実施に際しては文化財保護法に基づく適切な措置が必要である。



第26図 トレンチ配置図及び断面模式図

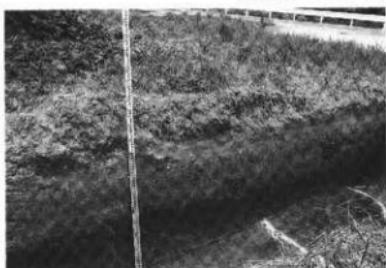


写真28 トレンチ断面及び遺構検出状況



写真29 5トレンチ遺構検出状況



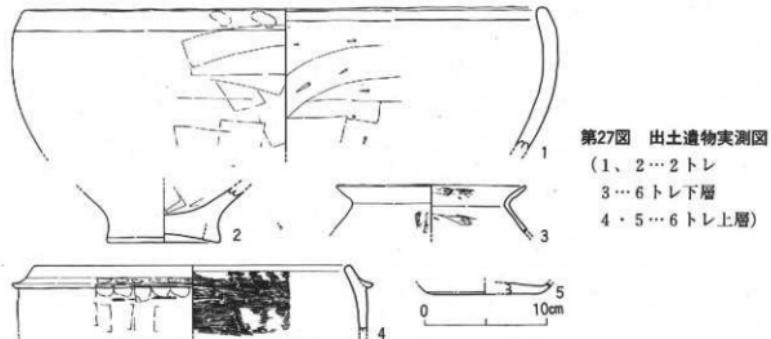
写真30 6トレンチ造構検出状況



写真31 7トレンチ造構検出状況

番号	規模(m)	遺構	遺物	所見
2	1.5×15.0	柱穴跡 焼土面	弥生土器片 中世土器片	遺構面は現地表下約45cmに所在し、弥生中期と推定される焼土面と中世の柱跡は同一面に所在する。
6	1.5×20.3	溝 柱穴跡 柵列?	弥生土器片 中世土器片	遺構面は現地表下約60cmに所在し柵列跡と推定したものは径20cm弱の掘込みが8穴ほぼ等間隔に並ぶものである。14世紀代の土器片が出土している。その下層には弥生時代後期の包含層が堆積している。
7	1.5×16.0	溝 柱穴跡	須恵器片 土師器片	遺構面は現地表下約40cmに所在し古墳時代後期の須恵器片を若干含むベース層に中世段階の遺構が掘込まれている。埋土の色調から新古2時期の判別が可能である。
10	1.0×23.5	溝 柱穴跡	弥生土器片 中世土器片 近世土器片	耕作土直下で地盤層が表れる地点から同層が落ち込む範囲には中世の遺構面及びその下に弥生時代後期の包含層が形成されている。

第8表 各トレンチの概要



第27図 出土遺物実測図
(1、2…2トレ
3…6トレ下層
4・5…6トレ上層)

2 宮川

(位置と経緯)

高松市等が実施する太田第2土地区画整理事業の事業地中央部の東端を北流する宮川は、条里型地割の坪界線に規制され人為的に流路を固定された小河川である。この河川の改修工事が、詰田川の合流点から上流に向けて進められている。事業予定地内における埋蔵文化財の取扱いについては、高松土木事務所と適宜協議を行い、平成6年度の試掘調査では白山神社古墳（径20mの円墳で、竪穴式石室をもつ）の隣接地で弥生時代の多量の土器を含む旧河道が検出され（木太本村遺跡）、また、平成8年度には大池北側において弥生時代後期の溝状遺構が検出されている（上西原遺跡）。さらに、今年度試掘対象地の試掘の必要性の有無を検討するために立会調査を行った地点から、奈良時代の井戸が検出されている（木太本村II遺跡）。

(調査の結果およびまとめ)

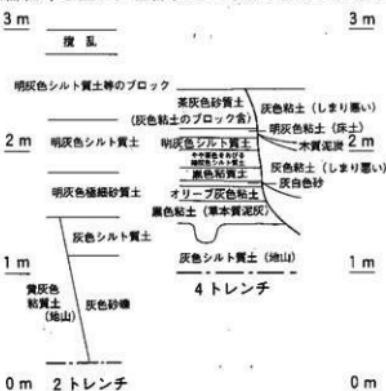
協議範囲内に5箇所（65m²）のトレンチを掘削した。調査の結果、1、2トレンチで旧河道、4、5トレンチで溝状遺構と水田土壤層を検出した。

1トレンチ（長14m×幅1.5m）と2トレンチ（長15m×幅1.2m）から幅15m以上の旧河道を検出した。両トレンチは、地表から80cmの厚さに造成土が堆積し、以下に25cm厚の旧耕土（明灰色シルト質土）層、明灰色極細砂質土を経て、黄灰色粘質土層の地山に至る。旧河道の埋土は径1~3cm程の砂岩亞円礫を中心とする灰色砂礫で、マトリックスは粗砂、ところどころに淘汰の良い砂からなるラミナが認められる。磨滅した土器細片を僅かに包含するが時期の判明するものはない。地表から約3mの深さまで掘削した3m 横断面図
が河底に至らず、至近に宮川が流れていることもあり安全に配慮して掘削を中止した。3トレンチは深さ2mまで掘削したが擾乱されていた。ガソリンスタンド跡地で、油槽建設によって広範囲に深く掘削されているという聞き取りが得られたため調査を中止した。

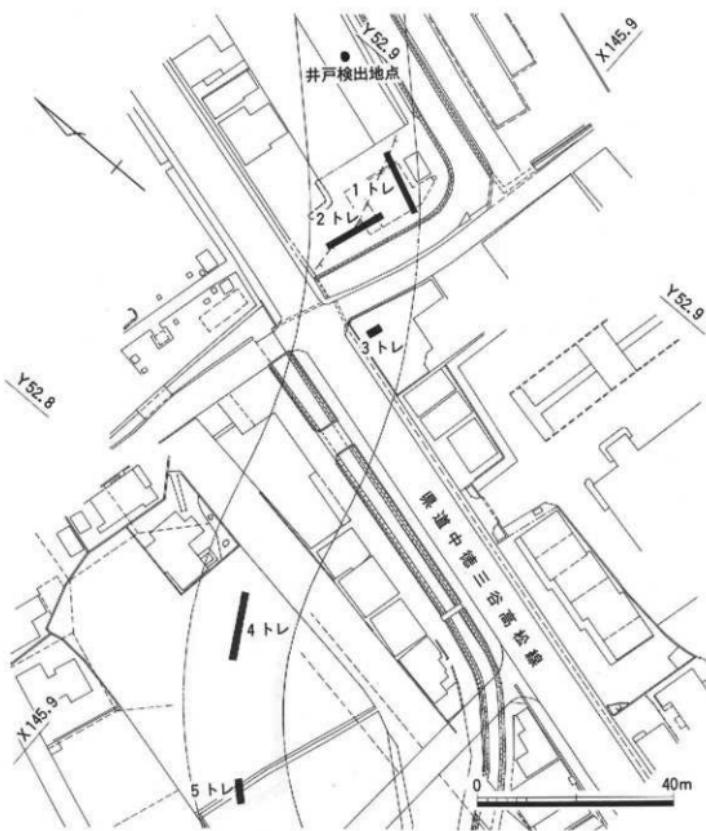
4トレンチ（長14m×幅1.2m）、5トレンチ（長5m×幅1.5m）は泥炭層・粘質土層など細粒の堆積物による。空中写真判読によって抽出した旧河道図（第31図、昭和37年国土地理院撮影の1/1万空中写真を線比2倍に引き伸ばした写真を判読して作成した）に示されるとおり、旧河道中に相当する。第29図の黒色粘質土層の上部とオリーブ灰色粘土の上部は土壤化しており、水田耕土と推定されたため精査した。しかし、畦畔や溝など



第28図 調査位置図（「高松南部」）



第29図 断面模式図



第30図 トレンチ配置図



写真32 調査地遠景（南から）



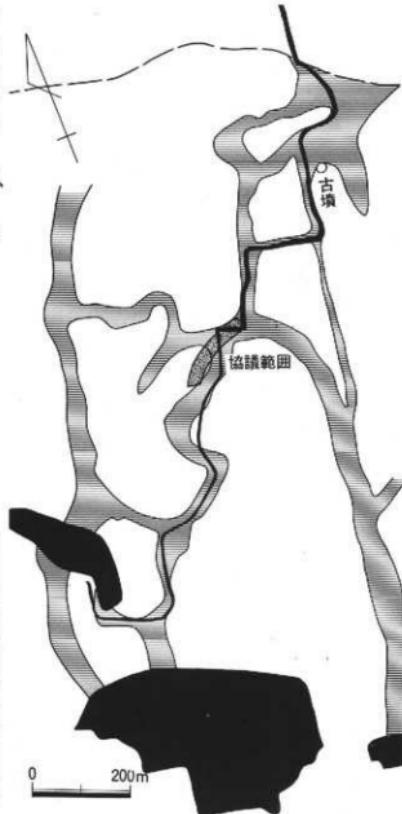
写真33 2トレンチ掘削状況

水田に伴う遺構は検出されず、また、遺物も出土しなかった。溝状遺構は3地点で確認されたが、規模や埋土が類似するので本来1条かもしれない。しまりのわるい灰色粘土と木質泥炭で埋没し、遺物は検出されなかった。層位から近世以降のものと推定される。

以上のことから、今回の協議範囲においては、水田址が所在する可能性が指摘できるが遺構・遺物が検出されなかつたことから、事前の保護措置は不要と判断される。



写真34 4 トレンチ掘削状況



第31図 周辺の旧河道

3 象頭山園地

(位置と経緯)

象頭山（標高616m）は、土器川扇状地の西側に屏風のように聳える山稜で、頂上部が硬質の安山岩でキャップ・ロックされているため、やや平坦な頂部と急斜面よりなる独特の山容を呈している。この北西側斜面を中心にいくつかのやや規模の大きい地すべり地形が認められ、標高400m付近には径100mほどの陥没地状を呈する凹地がある。この凹地は昭和40年代に陸上自衛隊による林道敷設の際に生じた土砂が盛られ、現在キャンプ場に利用されている。キャンプ場の西北側には、東北に前方部を向ける全長46mの前方後円墳「野田院古墳」が所在する。野田院古墳は後円部を積石、前方部を盛り土によって構築した古墳時代前期の古墳である。また、凹地には野田院と呼ばれる中世山岳寺院の所在が伝承され、鎌倉時代の瓦片が散布しているほか、弥生土器の散布も報告されている。今年度、キャンプ場の施設整備が計画されたため、埋蔵文化財の包蔵

状況を確認するための試掘調査を実施した。

(調査の結果およびまとめ)

事業予定地内に2箇所のトレンチ(50.5m²)を設定した。1トレンチ(長20m×幅2m)は凹地の中央部分に設定したもので、約3m盛り土されていることが判明した。地山はやや赤色化した黄土色粘質土で、調査範囲は小面積であるが遺構・遺物は確認できなかった。

2トレンチ(長7m×幅1.5m)は、盛り土と野田院古墳との関係を観察するために設定した。15cm程の厚さの花崗土の下に土壤層と思われる灰色シルト質土が数cmの厚さで堆積し、以下黄土色シルト質土層となる。黄土色シルト質土層が地山になると判断したが、濁りを含んでおり確定できない。このトレンチで幅3m、深さ0.9mの断面逆台形を呈する溝状の落ち込みが認められた。くさり礫を多く含む黄土色シルト質土が充填している。遺物は認められない。この部分が事業の実施によって直接影響を受けないため、遺構であるのかペニヤのような自然形成のものであるのか残念ながら追求しなかった。

以上のことから、盛り土の下に遺構が存在する可能性は残るものとの事業がそれに影響することは無いと判断し、文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断した。

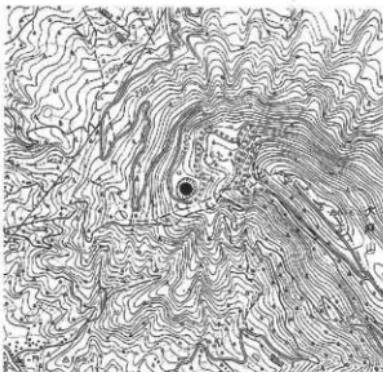


写真32図 調査位置図（「善通寺」）



写真35 作業風景（1トレンチ）

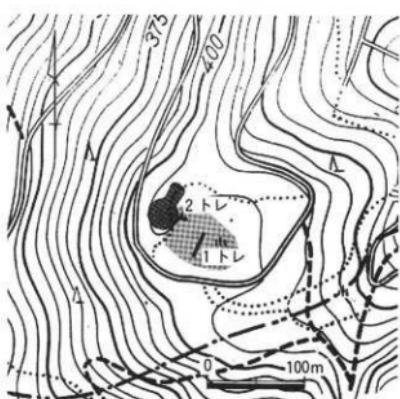


写真33図 トレンチ配置図



写真36 2トレンチ断面

4 国立善通寺病院施設建設

(位置と経緯)

善通寺市の旧練兵場遺跡は、弥生、古墳時代を中心の中近世にいたる複合遺跡で、その範囲は国立善通寺病院と四国農業試験場の敷地を中心とする東西1.2km、南北0.5kmに拡がると推定されている。この遺跡内において各種開発に伴う埋蔵文化財調査が県教委と善通寺市教育委員会によって断続的に行われている。平成7年7月には国立善通寺病院敷地の東北部において看護学校の建設が計画され、遺跡内の遺構の拡がりを確認するための試掘調査が行われた。この結果、この付近には扇状地性の旧中州と考えられる疊層が地表面近くに盛り上がり、遺構が希薄な部分があることが判明した。平成8年度下半期から徳島県埋蔵文化財調査センターによって、医療用排水処理設備および焼却炉と看護学校校舎・宿舎、電線埋設場所（約6,000m²）の発掘調査が行われたが、調査範囲は遺構の希薄な部分を除外して設定されている。

看護学校等の建設工事には、電気・ガス・水道などのほか周辺の環境整備工事など地下遺構に影響を与える各種の付帯工事が計画されたが、

これらの中にはセンターの調査対象地の決定以後に計画されたものが含まれており、センターによる調査が行えない部分が生じた。この工事対象地の埋蔵文化財の取扱いについて事業主体である四国医務支局、国立善通寺病院と数度にわたり協議をおこなった結果、試掘調査を行って遺構の拡がりを確認したうえで取扱いを決定することとした。

(調査結果およびまとめ)

協議範囲内において4箇所のトレンチ（21m²）を設定した。

1トレンチ（長13m×幅0.7m）では厚さ約10cmの造成土下に遺構面（明灰色シルト質土層）が現れる。溝状遺構2条を検出した。西側の溝は幅1.5m、東側の溝は5m以上の規模（東肩未検出）で、東側の溝の埋土から中世土器片、弥生土器片が採集された。東側の溝は、埋蔵文化財センターの調査で検出された環濠の可能性が想定される弥生時代後期の溝状遺構につながると推定される。

2トレンチ（長3m×幅0.7m）では、約60cmの厚さの造成土以下に、約70cmの擾乱土層、20cmの旧耕土の推定される明灰色シルト質土層、20cm厚の灰色シルト質土、20cm厚の灰色砂疊層と堆積し、灰色砂疊層にいたる。灰色シルト質土層と灰色砂疊層は河川堆積物で、中世土器・弥生土器細片が含まれる。なお、河川の岸（肩）は未検出である。

3トレンチ（長7m×幅1.1m）は、75cmの厚さで造成土、以下10cm厚の灰色砂質土層をはさんで茶灰色シルト質土層の地山にいたる。遺構・遺物は確認されなかった。4トレンチ（長



第34図 調査位置図（「善通寺」）



写真37 作業風景（1トレンチ）

3m×幅0.7m)は厚さ140cmの造成土、以下明灰色シルト質土層・灰色シルト質土層(ともに20cm厚)を経て灰色礫層にいたる。遺構・遺物は確認されなかった。

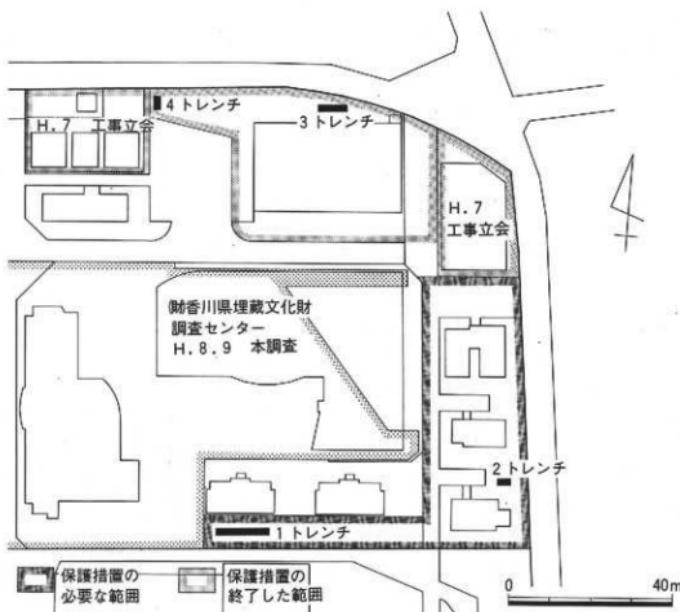
以上の試掘結果と周辺でのこれまでの知見を総合して、事業実施に先だち保護措置の必要な範囲、保護措置の終了した範囲は第35図に示すように判断した。なお、2トレンチ付近で計画された雨水排水管敷設に伴う事前調査(約30m)を平成9年10月8、9日に実施した。



写真38 1 トレンチ遺構検出状況



写真39 2 トレンチ掘削状況



第35図 トレンチ配置図

5 城山川

(位置と経緯)

城山川の河川改修に伴う埋蔵文化財の試掘対象地は、昨年度4月に試掘調査を実施した地点の上流側にある。昨年度の調査では、遺存状態の良い中世土器を多量に包含する旧河道を検出し、平成9年度に御香川県埋蔵文化財調査センターによって事前調査が行われた。

(調査の結果およびまとめ)

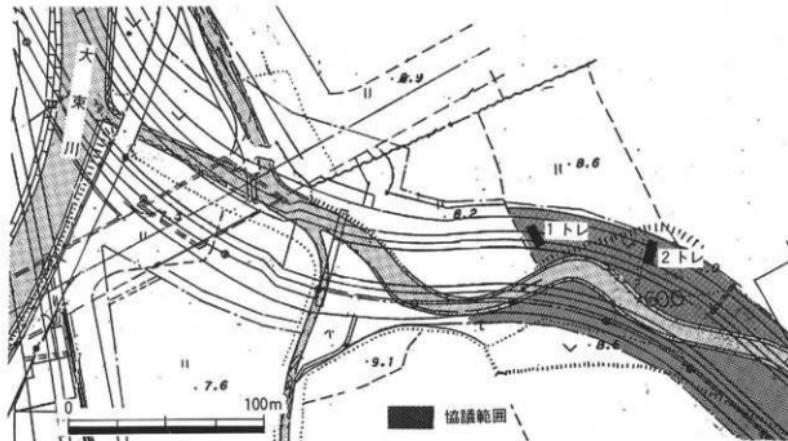
1トレンチ（長5×幅2m）では、昨年度の試掘調査によって検出した旧河道の延長を検出した。しかし、前回中世土器を多量に包含していた堆積層からは、土器細片が数点検出されたのみであった。この理由は、旧河道中の土器片は近辺に所在が推定される集落との位置関係によるとと思われる。当該期の中世集落は調査地北側の段丘上に存在すると推定され、1トレンチと段丘との距離が、前回調査地よりも相対的に離れているためであろう。

2トレンチ（長5×幅2m）においても旧河道が検出された。この旧河道は砂礫で埋積されるもので、近世以降の磨滅した土器細片が含まれる。1トレンチの旧河道との層位関係は確認していないが、出土遺物より1トレンチの河川よりも新しいと判断できる。

以上のことから、今回の協議範囲においては、昨年度本調査が必要と判断した旧河道の延長部分が検出されたものの、遺物の包含量が僅少であり、上流側は2トレンチで検出した旧河道に埋されていると判断できることから、事業の実施にあたって文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断した。



写真40 作業風景（2トレンチ）



第36図 トレンチ配置図

6 高松港頭地区開発事業

(経緯と位置)

標記事業は①港湾整備事業②土地地区画整理事業③街並み・まちづくり総合支援事業からなり、サンポート高松総合整備事業として香川県・高松市が中心となって取り組んでいる事業である。事業予定地である高松市玉藻町・西の丸町・浜ノ町周辺は国指定史跡でもある高松城を中心に当時の城下町が広がる地域で事業実施当初から文化財を生かした取り組みが求められている地域である。

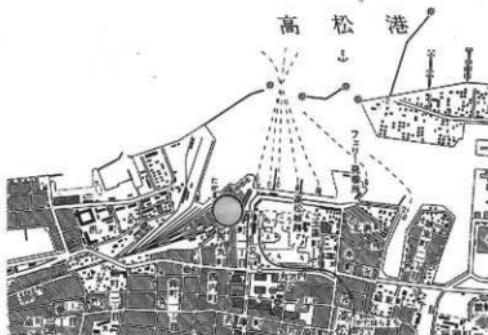
これまでの当事業と埋蔵文化財の保護について概観すると、①については昭和62年度から事業が策定実施されてきているが、戦後埋め立て造成による土地が大半で高松城に付随する遺構等が所在する可能性は認められず、保護措置は取られていない。②については西の丸町を中心に平成4年度から基本計画の策定、実施がなされ、県教委では平成7年度に試掘調査を実施している。その結果、武家屋敷跡等の遺構を確認し、平成8年度に本調査を実施して城下絵図との比較検討をする上で大きな成果が得られている。また同事業に付随して実施されるJR貨物場移転に際しても高松市香西南町を中心に平成8年度に遺跡の有無確認調査を実施し、弥生時代～中世にかけての埋蔵文化財包蔵地（西打遺跡）が確認され、平成9年度本調査中である。③は、②事業にあわせ公共施設と建築物が調和し、地域の個性を生かした街作りを推進する事業で、これに先行して実施されるのが、今回の調査対象地である地下駐車場建設である。事業主体である県高松港頭地区開発局及び事務所から連絡を受けた県教委では、事業実施範囲と城下絵図及びこれまでの調査結果との照合をおこなった。その結果、事業予定地の南部は生駒期より城内であったことが想定されるものの、北側では近世～近代に至る間にどれほど陸地化（城内化）したか不明な状態であった。この結果を受けて、事業課と協議を行った結果、事業地の最北端部を除く全域で事前の試掘調査を実施することで合意に達した。

なお、事業予定地は、大部分がJR四国所有地で、軌道が残存し一部使用中であることから、軌道の撤去が終了した範囲から2回に分けて調査を実施している。調査にあたっては同社の全面的な協力を得た。

(調査の結果とまとめ)

調査は、事業予定地の南部と北部に第40図のとおり5箇所のトレンチを設定した。

南部（1・2トレ）は西側で平成8年度に実施された西の丸調査区の成果より、生駒期から高松城内と推定されていた地点である。調査の結果、両トレーンとも海拔約1m付近から生駒期に至る第3整地面と呼ばれるレベルまで明茶灰色砂層が厚く堆積していることが判明した。絵図と現在の地割を比較しても調査地を中堀の一部に比定することは困難で、単一層が厚く堆積し、湧水も激しい状況から考えて生駒期に調査地点は海面であった可能性が高いと考えられる。絵図から推定して調査地南側の県道付近にその境界があるものと推定される。一方、上層では2トレーンで第1遺構面が一部擾乱により消失しているものの、全体として第1遺構面・整地面は良好に遺存していることから遙くとも18世紀には陸地化し城内であると判断された。したがって、18世紀

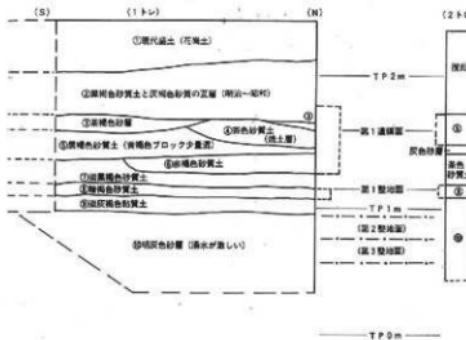


第37図 調査位置図（「高松北部」）

以降の海との境界は調査地以北で求めなければならず、このことは、享保年間の作成と言われる「高松城下図」の記載と一致する。ただし東の丸築城（1672年）以前の制作とされる「高松城下図屏風」では調査地点がすでに陸地下していることが想定されるが当該期に相当する第2整地面はほぼ海砂層への変換点と一致しており今回の調査では検出されなかった。これを整地面の形成時期幅の中で捉えるのか、図屏風作成時期が第2整地面の形成時期をさかのぼるのかは今後の課題であろう。

北部（3～5トレ）は4トレンチでは東西に伸びる突堤を検出した。突堤の構造及び出土遺物等から推察して近代以後で現高松駅設置以前のものと判断できる。その他のトレンチは表土直下から海砂層が検出され当該地の埋め立てが港の浚渫工事の際に排出された砂を利用していたことが伺える。

以上の結果から、事業予定地において、1・2トレンチ以南については県道以北で第1造構面・整地面が、県道以南で第2・3整地面が残存していると推定された。この範囲は「高松城跡」が及んでいるものとして文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要である。3~5トレンチではその状況から事前の保護措置は不要と判断されるが、北部と南部の間に18世紀以降の海との境界ラインが想定されるため、この範囲については、軌道の撤去状況を踏まえて、試掘調査を実施していく必要がある。



第38図 1トレ、2トレ 土層図 ($s=1/40$)



第39図 出土瓦撮影($s=1/2$)

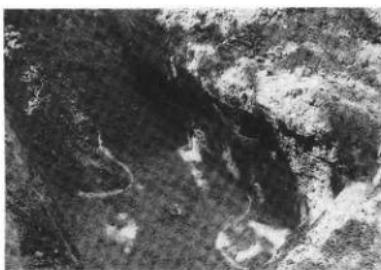
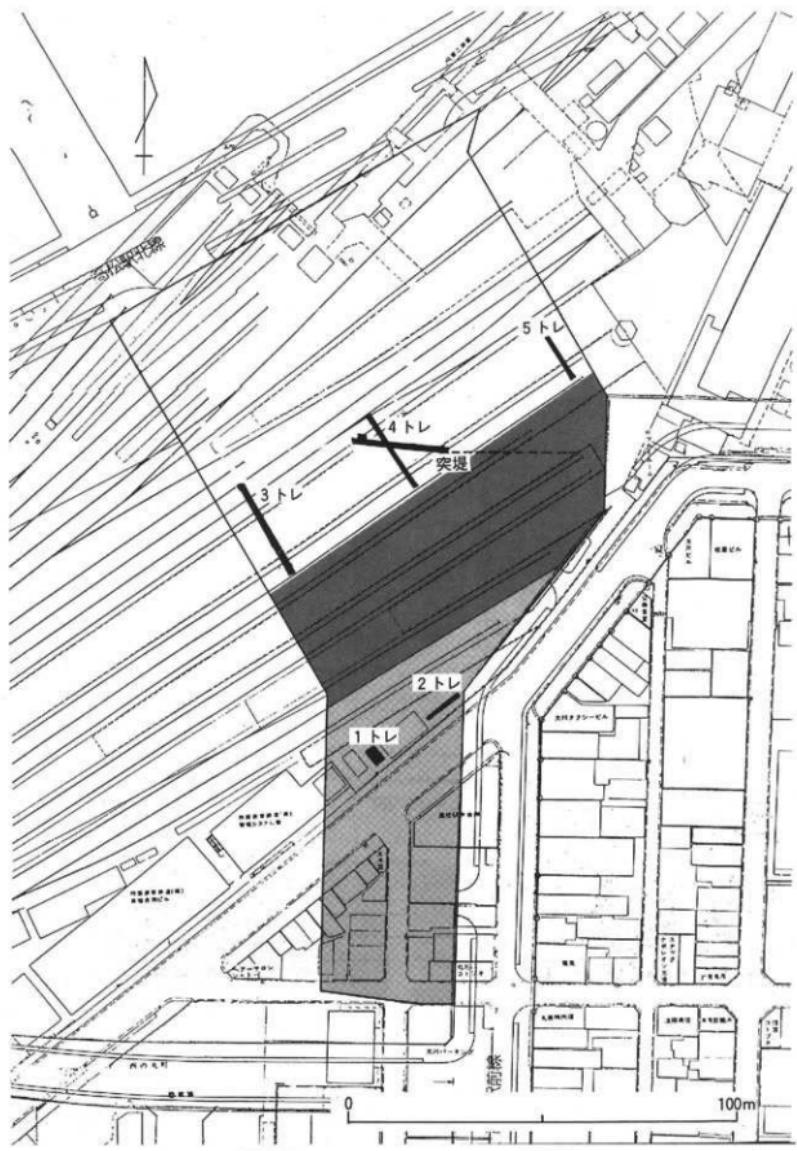


写真41 1トレンチ（第1整地面遭撲検出状況）



写真42 4トレンチ（突堤検出状況）



第40図 トレーン配置図 (... 保護措置が必要な範囲) (... 試掘調査の必要な範囲)

7 県警機動隊舎建設

(位置と経緯)

高松市多肥下町に所在する四国管区警察局高松送信所が閉鎖されることとなり、跡地に香川県警察機動隊舎が建設される計画があり、県警察本部より県教委に埋蔵文化財の所在の有無とその取扱いについての照会があった。県教委では、分布調査を行った結果、後述する地形条件や凹原遺跡など周辺に遺跡の所在が知られていることから、試掘調査を行う必要を認め、協議の結果、調査を実施することとなった。

事業予定地は、第2次世界大戦末期に軍用機の修理工場用地として接収され、当時に敷設された飛行場から直線に延びる道路で結ばれていた。戦後、送信所として使用され現在に至っている。

(調査の結果およびまとめ)

協議範囲内に4箇所(75m²)のトレンチを掘削した。調査の結果、1、3トレンチで弥生時代後期の溝状遺構(各1条)を検出した。

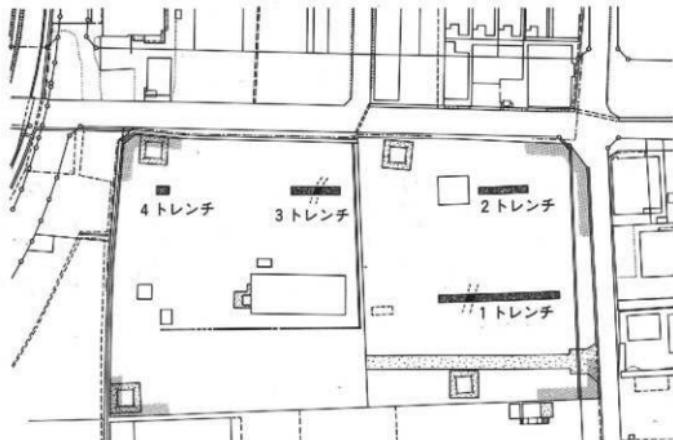
1トレンチ(長25m×幅1.7m)は、地表から造成土(厚50cm)・旧水田耕土(5cm)・明灰色極細砂質土(10cm)・暗灰色極細砂質土(5cm)・暗茶褐色シルト質土(13cm)の順で堆積し、灰色シルト質土の地山にいたる。溝状遺構



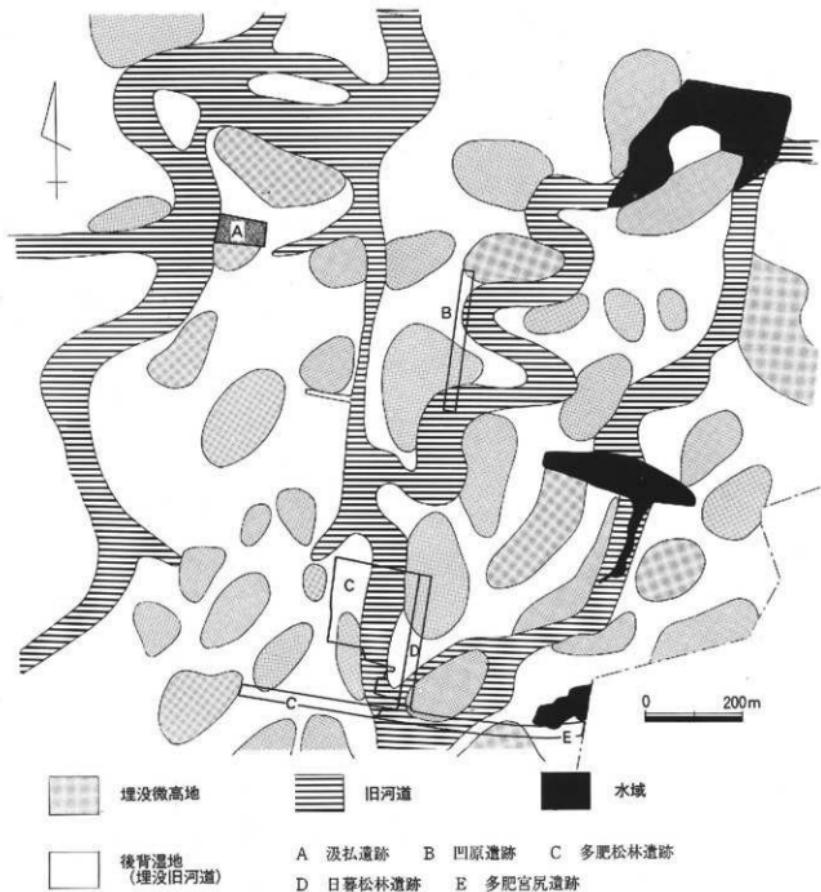
第41図 調査位置図（「高松南部」）



写真43 1トレンチ掘削状況



第42図 トレンチ配置図 (縮尺およそ1/500)



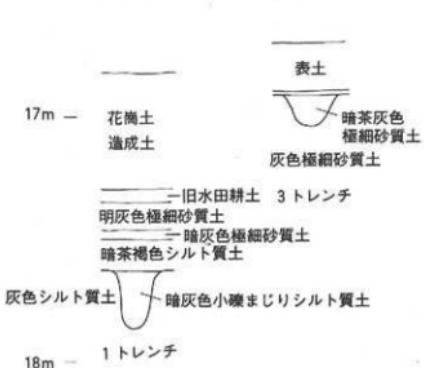
第43図 微地形分類予察図

- 注) 昭和37年国土地理院撮影の空中写真(1/1万)を線比2倍に引き伸ばしたものと、昭和20年代にアメリカ軍が撮影した1/4万空中写真を判読して作成した。
- 当該地の微地形分類については、既に高橋学氏により成果が公表されている。(「高松平野の環境復原」『讀岐国弘福寺領の調査 弘福寺領讀岐国山田郡田園調査報告書』高松市教育委員会 1992年) この成果と分類の基準は同一である。一部分類結果の異なるところがあるが、大きくは同じ内容となった。

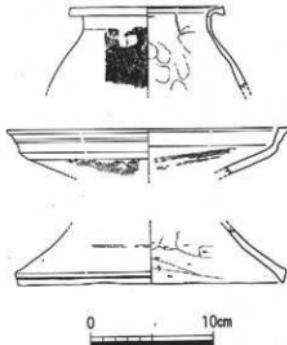
は南北方向に流れ、幅3m、深さ0.4mの規模、皿状の断面形を呈し、暗灰色小礫混じりシルト質土で埋積される。この溝状遺構の右（東）岸側を中心にコンテナ1／2箱の土器片が出土した。土器片には完形に近いものがあることから近辺に集落関係の遺構が検出される可能性が高いと考えられる。2トレンチ（長8m×幅1m）は、1トレンチと同一の層序で、旧水田耕土と地山との間の層から若干量の土器細片が採集されたが、遺構は検出されなかった。

3トレンチ（長12m×幅1.7m）は表土直下に遺構面が現れる。ここから幅2m、深さ25cmの溝状遺構を検出した。弥生時代後期の土器細片を多量に包含している。当初はこの3トレンチを西へ延伸する予定であったが、降雨のため4トレンチ（長3m×幅1m）によって、3トレンチと同様に表土直下に地山が現れる状況を確認し、調査を終了した。

以上のことから、遺構の密度はやや疎らと想定されるものの、協議範囲全域に遺跡が拡がると判断される。遺跡名は小字から「汲仏（こんぼとけ）遺跡」と呼称することとし、事業の実施に先立ち文化財保護法に基づく保護措置を図る必要がある。



第44図 断面模式図



第45図 実測図（1トレンチ溝上層）

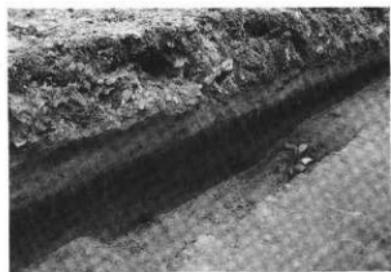


写真44 1トレンチ溝状遺構



写真45 遺物出土状況（1トレンチ）